

2011年8月26日

財務大臣 野田佳彦様

全国消費者団体連絡会  
事務局長 阿南 久

## 経済協力開発機構（OECD）の金融取引における消費者保護ハイレベル原則草案への公開 コンサルテーションについての要請書

私たち全国消費者団体連絡会は、「消費者の権利と暮らしを守り向上をめざすための全国の消費者組織の協力と連携をはかり、消費者運動を促進すること」を目的として、1956年12月に結成された、全国46の消費者団体が集う連絡組織です。私たちは消費者行政の充実と強化並びに消費者問題解決のために、消費者の立場に立った政策提言作りなどを進めています。金融問題でも多重債務問題や貸金業法改正などについて検討を進めて参りました。

私たちは国内の消費者団体のネットワークを作ることとあわせて、世界的な消費者団体のネットワーク組織である、国際消費者機構（CI）にも正会員として加盟しています。CIは、すべての消費者が安定して利用でき、公正で競争のある金融サービスの市場を確保するために、国際的なキャンペーンを展開しており、昨年韓国ソウルで開催されたG20サミットの際には、CIと連携して、菅総理大臣と野田財務大臣に、金融サービスにおける消費者保護のための緊急措置を議題としていただくよう、要請させていただきました。

ところで既にご案内のこととは存じますが、経済協力開発機構（OECD）は金融取引における消費者保護ハイレベル原則案を発表し、本年8月31日を締め切りとして、各国からの意見を募集しています。

金融取引に関する消費者保護は世界中の消費者にとって極めて重要であり、金融セクター自体の安定と健全性にとっても欠くことのできないものです。

近年、金融機関の安定性についての関心が国際的に高まる一方で、金融サービスにおける消費者保護の必要性についてはあまり顧みられることはありませんでした。今回のOECDの原則は、このような状況を変える第一歩となりうるものです。

消費者団体はこの分野で豊富な経験と専門知識を有しています。今回の原則開発にあっても、これらの経験や専門知識が活かされることを望んでおりますが、現在のOECD草案には幾つかの重大な懸念があります。そこで、国際消費者機構はこのほど意見書を取りまとめました。

国際消費者機構がとりまとめた意見書を本状に添付させていただきますが、特に、以下の事項に着目をお願いいたします。

- 原則案では、一般的に、金融取引における消費者保護に関する消費者の懸念に取り組むために必要なコミットメントが示されていません。「任意の」「拘束力のない」「適宜」といった文言があまりに多く、原則案の内容が弱められています。
- 原則案が、預金など消費者の金融資産の保証を求めている点に重大な懸念を持っています。預金保険制度は、消費者だけでなくすべての関係者の保護につながります。このような保証制度は、消費者がパニックに陥って銀行預金を引き出すことを防止し、金融システムの安定にも寄与します。
- 金融商品の発売や販売継続にあたって所定の基準への適合を義務付ける規制当局の

権限について、明確な言及があるべきです。

- 最後に、国際消費者機構は、金融取引における消費者保護促進のための国際機関創設を支援するよう各国政府に求めています。また、金融取引における消費者の保護に取り組む団体の既存の国際的ネットワーク FinCoNet に対しても、世界レベルでより効果的な活動ができるよう、政治的な支援と資源の提供が必要です。

今回の OECD の公開コンサルテーションはすべての国を対象としております。日本政府として、OECD に対して意見書を提出する際には上記の点をぜひ取り入れていただきたく、宜しくお願い申し上げます。公開コンサルテーションの詳細については以下をご参照ください。

[http://www.oecd.org/document/61/0,3746,en\\_2649\\_15251491\\_48469949\\_1\\_1\\_1\\_1,00.html](http://www.oecd.org/document/61/0,3746,en_2649_15251491_48469949_1_1_1_1,00.html)

**【この件に関するお問い合わせ先】**

全国消費者団体連絡会

〒102-0085 東京都千代田区六番町 1 5 プラザエフ6F

電話：03-5216-6024

電子メール：webmaster@shodanren.gr.jp

<http://www.shodanren.gr.jp>

添付: OECD の金融取引における消費者保護ハイレベル原則草案に対する国際消費者機構の意見書